

個人事業税・第1期の納期限は8月31日(水)です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します

- 第一種事業
 - 物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など 5%
- 第二種事業
 - 畜産業、水産業など 4%
- 第三種事業
 - 医療、理・美容業、クリーニング業など 5%

助産師、あん摩・はり・きゅう業など 3%

・支庁等から送付します納税通知書で、8月31日まで(第1期)と11月30日まで(第2期)の2回に分けて納めていただきます。(年税額が1万円以下の場合第1期に全額を納めていただきます。)

・納税のお済みでない方は期限までに納税してください。

・納税通知書は第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、第2期分の納付書を無くさないように気を付けてください。

・また、納税についての相談は、最寄りの支庁税務課又は道税事務所へお願いします。

・道税の納税には、手続が簡単で便利な口座振替も利用できます。

・問い合わせ先

網走支庁紋別道税事務所
紋別市幸町6丁目 電話 015
82-4-2626

■ホームページも利用ください

道税ホームページ
<http://www.iref.hokkaido.jp/sounu/snr-zeimu>
網走支庁税務課のホームページ
<http://www.abashiriref.hokkaido.jp/ab-zeimu>

高速道路料金が割引になります

高速道路・道央自動車道の深川ICと士別別湖IC間において、料金割引による利用を促進することで道北圏域の交流人口、一般道路の交通混雑緩和を図り、その効果を調査する社会実験を、8月1日(月)～31日(水)まで実施します。

※旭川紋別自動車道からの利用も対象となります。

例) 比布～深川、比布～士別別湖が対象です。

札幌まで高速道路を利用する場合は、深川ICで一度降りなければ割引の対象となりません。対象区間内で入口・出口の両方で利用した場合に限り約半額を割引します。

詳細は、旭川紋別自動車道促進

進期成会事務局(紋別市土木課内西内線284)まで問い合わせください。

「いじめ・体罰」子どもの人権保護委員会

紋別人権保護委員協議会と旭川地方法務局紋別支局では、最近深刻な社会問題になっている「いじめ・体罰」等の問題の解消を図るため、皆さんからの相談を受けています。相談は無料で秘密は固く守られますので、「いじめ・体罰」で悩んだり困っている方は、気軽に次のところに相談ください。

「いじめ・体罰110番」

日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)

9時～17時まで

電話 ③2521番

場所 花園町2丁目2番4号

旭川地方法務局紋別支局

「子どもの人権専門委員会による人権相談」

日時 8月1日(月)～5日(金)

10時～15時まで

電話 ③2521番

場所 花園町2丁目2番4号

旭川地方法務局紋別支局

なお、「いじめ・体罰」の相談は上記のほか、お近くの

人権擁護委員がいつでも受けて

いますので、気軽に相談ください。

終戦当時の引揚者の方々へ

通貨・証券などをお返ししています

税関では、預かっている次の通貨・証券などを返しています。

- ◎終戦後、海外から引揚げてきた方が、上陸港(地)の税関、海運局に預けられた通貨・証券など
- ◎海外の集結地において領事館などに預けられた通貨・証券などのうち日本に送り返されたもの

返還の申し出は、本人ばかりではなく、家族の方でも結構です。心当たりの方は、上陸港(地)を所管する税関または最寄の税関へ問い合わせください。

問い合わせ先
釧路税関支署 紋別出張所
電話 ③3500

「動物の輸入届出制度」がはじまります

～平成17年9月1日～

厚生労働省では、海外の感染症が輸入動物を介して日本へ侵入することを防止するため「動物の輸入届出制度」を開始します。

届出の対象動物は、陸生ほ乳類(ハムスター、リス等)、鳥類(インコ、オウム等)とし、届出に不備がある場合は、国内へ持ち込みはできませんのでご注意ください。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは最寄りの検疫所へ問い合わせください。

- ・ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp>
- 小樽検疫所 電話 0134-23-4162
- 千歳空港検疫所支所 電話 0123-45-7007
- 小樽検疫所 紋別出張所 電話 ③5440

